

# ヒューマンライツナウ

## 知っていますか？「ヤングケアラー」のこと

～日常的に過度な家事や家族のお世話をしている子どもたち～



### ヤングケアラーとは

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族のお世話などを日常的に過度に行っている18歳未満の子どものことです。責任や負担の重さにより、「学校に行けない」「勉強時間や友達と遊ぶ時間がない」「家族のケアの問題などにより、家を離れて自立することが難しい」など、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

家族の支え合いは大切です。だけど……子どもたちに過度な負担となっているかもしれません。

子どもが一人の人間として、また権利の主体として最大限に尊重されるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

# ヤングケアラーの例



しょう びょうき  
障がいや病気のある  
かぞく か  
家族に代わり、買  
もの りょうり そうじ せん  
物・料理・掃除・洗  
たく かじ  
濯などの家事をして  
いる。



かぞく か おさな  
家族に代わり、幼  
きょうだいのせわ  
しを  
している。



しょう びょうき  
障がいや病気のある  
きょうだいのせわ  
みまも  
見守りをしている。



め はな かぞく  
目の離せない家族の  
みまも こえ  
見守りや声かけなど  
のきづかいをしてい  
る。



にほんご だいいちげんご  
日本語が第一言語で  
ない家族や障がいの  
かぞく しょう  
ある家族のために通  
やく  
訳をしている。



かけい ささ  
家計を支えるために  
ろうどう  
労働をして、障がい  
しょう  
や病気のある家族を  
たす  
助けている。



やくぶつ  
アルコール・薬物・  
ギャンブル問題をか  
かぞく たいおう  
える家族に対応して  
いる。



なんびょう せいしんしつ  
がん・難病・精神疾  
かん  
患など慢性的な病気  
びょうき  
の家族の看病をして  
いる。



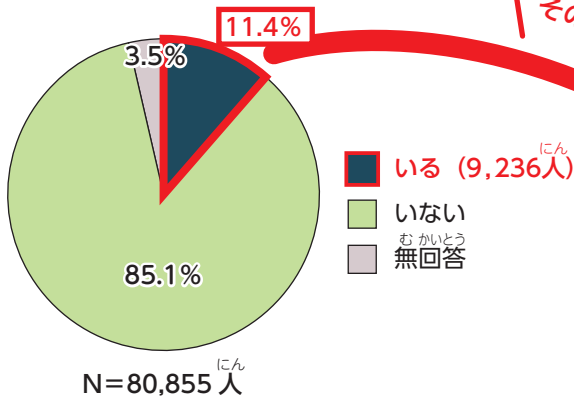
しょう びょうき  
障がいや病気のある  
かぞく みまわ  
家族の身の回りのせ  
わ  
話をしている。



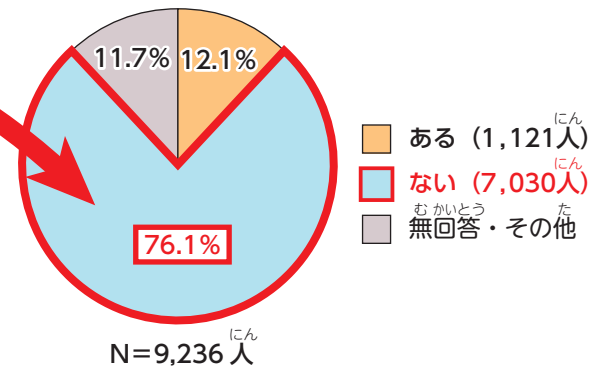
しょう びょうき  
障がいや病気のある  
かぞく にゅうよく  
家族の入浴やトイレ  
かいじょ  
の介助をしている。

# ヤングケアラーの実態（府立高校生を対象とした調査結果）

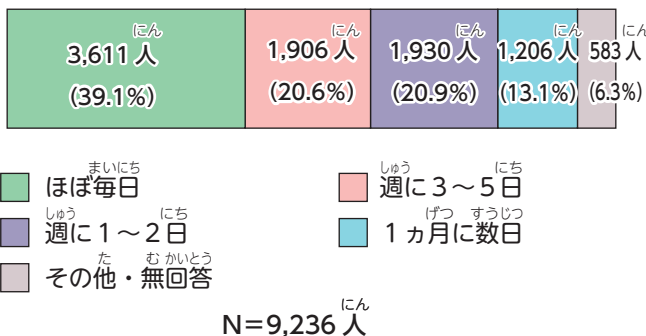
## 世話をしている家族がいる



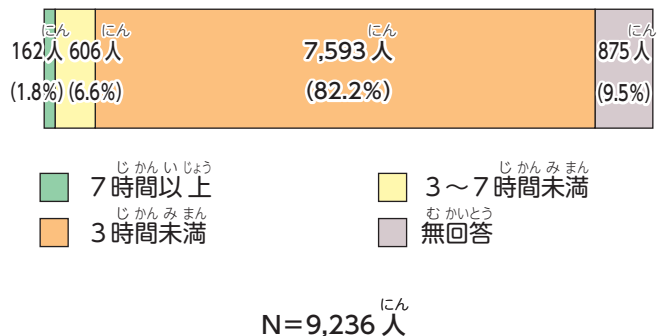
## 世話について相談した経験



## 世話の頻度



## 世話に費やす時間



出典：大阪府「令和4年度 府立高校におけるヤングケアラーに関する調査結果について」

令和4年に大阪府が府立高校生（109,264人）を対象として行った実態調査「令和4年度 府立高校におけるヤングケアラーに関する調査」によると、回答者80,855人のうち、9,236人（11.4%）が「世話をしている家族がいる」という結果でした。そのうち、世話を必要としている家族のことや悩みを「相談したことがある」と回答した生徒は約1割であり、7割以上の生徒は「相談した経験がない」と回答しています。多くのヤングケアラーが自らSOSを発信できずに孤立していることがわかります。また、世話の頻度については、「ほぼ毎日」が約4割、世話に費やす時間については、「3時間以上」が約1割という結果となっており、日常的に大きな負担となっているケースもあると考えられます。





# あなたの近くにいるヤングケアラーに気づいてください

ヤングケアラーは家庭内で生じる問題であり、本人や家族に自覚がないといった理由から表面化しにくい傾向があります。厚生労働省による「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」でも、当事者自身がヤングケアラーだと自覚している割合は2%という結果が出ており、当事者である子どもの大多数がヤングケアラーであるということを認識できていないのが現状です。

ヤングケアラーは個人や家族の問題ではなく、社会全体で考え、取り組まなければならない大きな問題です。ヤングケアラーの存在に気づくためには、子どもたちやケアの対象となる家族に関わる周囲の大人が、ヤングケアラーがいるかもしれないということを常に意識する必要があります。

仕事や地域活動等のさまざまな場面で子どもと関わる際、ヤングケアラーが疑われる子どもに出会ったら・・・

支援を必要とするヤングケアラーが適切な支援につながるために、相談窓口にご連絡ください。



## 相談窓口一覧



### 《 摂津市の相談窓口 》

- ◆ 家庭児童相談課 06-6155-6302：平日午前9時～午後5時15分
- ◆ 人権女性政策課 06-6383-1324：平日午前9時～午後5時15分
- ◆ 障害福祉課 (ケアに必要な家族が障がいのある方の場合) 06-6383-1374：平日午前9時～午後5時15分
- ◆ 高齢介護課 (ケアに必要な家族が高齢の方の場合) 06-6383-1379：平日午前9時～午後5時15分

### 児童相談所相談専用ダイヤルや子ども向け相談窓口もあります

- ◆ 児童相談所相談専用ダイヤル 0120-189-783：24時間受付【年中無休】
- ◆ 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310：24時間受付【年中無休】
- ◆ 大阪府子ども専用子どもの悩み相談フリーダイヤル 0120-7285-25：24時間受付【年中無休】
- ◆ 子どもの人権110番 0120-007-110：平日午前8時半～午後5時15分

発行年月日  
編集・発行

令和5(2023)年3月発行  
摂津市市長公室人権女性政策課  
〒566-8555 摂津市三島一丁目1番1号  
TEL 06-6383-1324 (直通)  
FAX 06-6319-5970